ChatGPT

最高裁の不受理で確定した「AI発明」特許事件（DABUS事件・日本）深層分析

エグゼクティブ・サマリー

本件は、人工知能（AI）が自律的に生み出したとされる技術について、出願書類上の「発明者」をAI（DABUS）と記載した国際特許出願の日本国内手続が、現行法上の方式要件を満たすか、さらに現行特許法の体系上「AI発明」に特許付与が可能かを争った事件である。結論として、最高裁（第二小法廷）は2026年3月4日付で上告を受理しない決定をし、第一審・第二審が示した「発明者は自然人に限られる」等の判断が確定した。[1]

確定した枠組みは大きく二層構造である。第一に、国際特許出願の国内手続において「国内書面」に発明者の氏名を記載することは、特許法および施行規則上、必要的記載事項であり、補正命令に従わなければ却下が可能とされた。[2]　第二に、現行特許法は「自然人が発明者である発明」を前提に特許を受ける権利・特許付与手続を設計しているにすぎず、権利能力のないAIがした「AI発明」には同法に基づく特許付与はできない、と（知財高裁が）踏み込んで判示した。[3]

実務上の含意は明確である。日本では、AIを発明者欄に記載する出願は認められず、AIを利用した発明であっても、最終的に「発明の特徴的部分の完成」に創作的に寄与した自然人を発明者として認定・記載する必要がある（ただし、その認定は事実認定と証拠化が核心になる）。この取扱いは特許庁の公表見解とも整合する。[4]

記事要約と判決の事実関係

記事（Yahoo!ニュース掲載記事と同内容の共同通信配信記事）の要約
提供されたYahoo!ニュース記事の本文は技術的理由で取得できなかったが、同一内容の共同通信配信記事によれば、最高裁第二小法廷が上告を受理しない決定（2026年3月4日付）を行い、一・二審の「発明者は人間（自然人）に限られる」との判断が確定した、という報道である。出願者は米国在住で、発明者欄に「ダバス（DABUS）、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載していたが、特許庁が自然人名への修正（補正）を命じ、応じなかったため却下した、という経緯が端的に説明されている。[1]

判決の事実関係（出願内容・経緯の骨格）
本件は、出願人（控訴人・原告）が、PCTに基づき2019年9月17日に国際出願（PCT/IB2019/057809）を行い、日本を指定国に含めた上で、日本国内手続として2020年8月5日に「国内書面」等を提出したところ、国内書面の【発明者】欄の【氏名】に「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載し、特許庁長官が補正を命じたが、出願人が補正しなかったため、2021年10月13日に当該国際特許出願を却下した、という流れである。[5]

出願の「発明の名称」は、知財高裁判決が明細書翻訳文に基づき「フードコンテナ並びに注意を喚起し誘引する装置及び方法」と認定している。[6]　学術・解説レベルでは、DABUS事件はフラクタル形状の食品容器や注意喚起装置等に関する発明として国際的に出願展開された事案として整理されている。[7]

審査（手続）経緯の時系列（確定判決が認定した主要点）
- 2019-09-17：PCT国際出願（日本指定、国際出願日は国内出願日みなし）。 [8]
- 2020-08-05：国内書面・翻訳文提出。発明者欄にAI名等を記載。 [9]
- 2021-07-30：特許庁長官が、発明者欄に自然人の氏名を記載する補正を命令（発送日2021-08-03、2か月以内）。 [9]
- 2021-10-13：補正なしとして、特許法184条の5第3項に基づき却下処分。 [8]
- 2022-10-12：行政不服審査法に基づく審査請求が棄却裁決。 [6]
- 2023-03-27：却下処分取消訴訟提起。 [6]
- 2024-05-16：東京地裁が請求棄却。 [10]
- 2025-01-30：知財高裁が控訴棄却（原判決維持）。 [11]
- 2026-03-04：最高裁が上告不受理（確定）。 [1]

訴訟の争点（下級審が明示した整理）
知財高裁は争点を（1）特許権により保護される「発明」は自然人によってなされたものに限られるか、（2）国際特許出願の国内手続で国内書面の「発明者の氏名」は必要的記載事項か、の2点に整理している。 [6]

裁判所の判断要旨と論点分析

第一審（東京地裁）の判断要旨（ポイントを抽出）
東京地裁は、知的財産基本法2条1項が「発明」を「人間の創造的活動により生み出されるもの」の例示として位置付けている、と読めることを踏まえ、特許制度の基本設計として「発明者」は自然人を前提としていると述べた。 [12] その上で、特許法36条1項が出願人欄には「氏名又は名称」を要求する一方、発明者欄では「氏名」（名称を含めない）としている点などを根拠に、発明者が自然人であることを前提としていると論じた。 [13]

東京地裁が特徴的なのは、単なる文理解釈にとどまらず、制度設計上の「派生的問題」を複数列挙し、現行法解釈で処理する限界を明示した点である。例えば、進歩性判断の基礎概念である「当業者」（特許法29条2項）の想定が自然人中心であること、AIの創作能力との同一視が困難であることを指摘し、AI発明の制度設計は民主的プロセス（立法）で検討すべきだと付言した。 [14]

また、原告のTRIPS協定27条1項違反主張に対しては、同条は「特許の対象」を規律するもので「権利の主体」までAIを含める義務付けとまではいえない、として退け、さらに属地主義の観点から欧州特許庁の見解を日本法解釈の決定要因とはしない、と整理した。 [15]

第二審（知財高裁）の判断要旨（第一審を補強しつつ一段踏み込む）
知財高裁は、特許権・特許を受ける権利が特許法により創設・付与される権利であることを起点に、特許法29条1項の「発明をした者」を「権利能力のある者」と解し、AIは権利能力がない以上これに該当しない、という規範構成を明確にした。 [16] さらに職務発明規定（特許法35条）が自然人（従業者等）による発明を前提にしている点などを挙げ、現行法の体系が自然人発明者を前提としていると論証している。 [17]

重要なのは、知財高裁が「現行特許法は…自然人が発明者である発明について特許を受ける権利を認め…手続を定めているにすぎないから、AI発明については、同法に基づき特許を付与することはできない」と述べ、AI発明が特許法2条の「発明」概念に含まれるか否かの判断に入るまでもなく結論が出る、と判示した点である。 [18]
このロジックは、「発明という客体（技術的思想）」の適格性よりも先に、「特許を受ける権利の発生主体（発明者＝自然人）」を入口要件として置いたもので、手続的瑕疵（発明者欄の不備）が実体審査以前に出願を遮断する構造を強化する。

さらに知財高裁は、国内書面の「発明者の氏名」が必要的記載事項であることは条文・施行規則の文言上明らかであり、補正命令に従わなければ却下できる、と明確に判示した。 [2]

TRIPS協定に関しても、TRIPSには「発明」の定義がなく、AIが自律的に発明し得る事態が想定されていなかったという前提から、同協定がAI発明に保護を与える義務を定めると解することはできない、として原告主張を排斥している。 [19]

判決原文リンクと主要引用

下級審判決（公式サイト優先）の原文リンク
（URLは検証可能性のためコードブロックで記載。本文中の分析は下記原文に基づく。）

```
東京地裁（令和5年（行ウ）第5001号、2024-05-16）
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92981.pdf

知財高裁（令和6年（行コ）第10006号、2025-01-30）
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93757.pdf
```

最高裁決定の原文について
報道によれば、最高裁第二小法廷は2026年3月4日付で上告を受理しない決定を行い確定した。 [1] 一方、本件最高裁決定の「決定書本文」については、裁判所ウェブサイト上で原文リンクを確認できなかったため、本報告書では、実質的理由付けが示された一・二審判決を一次資料として中心的に分析する（今後、掲載・公開される可能性は残る）。

主要引用と要約・逐語訳（可能な範囲）

東京地裁：知的財産基本法を踏まえた「発明＝人間の創造」方向付け
- 原文抜粋（短引用）：「…知的財産基本法…『発明』とは、人間の創造的活動により生み出されるもの…自然人により生み出されるもの…」 [20]
- 日本語要約：知財基本法の定義規定を参照すると、「発明」は人間の創造的活動の産物として制度設計されており、特許法上の「発明者」も自然人を前提とする。
- 逐語訳（平易な日本語）：法律の基本の考え方として、「発明」は人が創造して生み出すものとして定義されている。したがって、特許制度でいう「発明者」も人であることが前提になる。

東京地裁：当業者概念・制度設計は立法論へ
- 原文抜粋（短引用）：「…『当業者』という概念を、直ちにＡＩにも適用するのは相当ではない…制度設計は…立法論として…検討…」 [14]
- 日本語要約：進歩性判断の基礎となる当業者は人間を想定しており、AIの創作能力との関係は単純に置換できない。AI発明の取扱いは国民的議論を経た立法で検討すべき。
- 逐語訳（平易な日本語）：進歩性の基準に出てくる「普通の技術者」という考え方は、人を想定して作られている。AIにそのまま当てはめるのは適切ではないので、制度をどうするかは法律を作る側で議論して決めるべきだ。

東京地裁：TRIPS協定論への応答（主体義務ではない）
- 原文抜粋（短引用）：「…２７条１項は『特許の対象』…『権利の主体』につき…ＡＩを含めるよう義務付けるものとまでいえず…」 [15]
- 日本語要約：TRIPS27条1項は特許の対象（何が特許になるか）を中心に定める規定で、各国に対して「発明者」概念をAIまで拡張する義務を課すものとは解されない。

- 逐語訳（平易な日本語）：TRIPSは「どんな発明に特許を与えるか」を定めているが、「誰を発明者として扱うか」までAIを含めるよう各国に命じているとはいえない。

知財高裁：特許法は自然人発明者を前提に「特許を受ける権利」を設計
- 原文抜粋（短引用）：「…『発明をした者』は…権利能力のある者…」 [21]
- 日本語要約：特許法29条1項の「発明をした者」は「特許を受ける権利」の主体になり得る法主体（権利能力者）を指し、AIは権利能力がないため外れる。
- 逐語訳（平易な日本語）：「発明をした者」とは、特許を受ける権利を持てる存在（法律上の権利主体）を意味する。

知財高裁：AI発明には現行特許法で特許付与できない（定義判断に入らない）
- 原文抜粋（短引用）：「…ＡＩ発明については…特許を付与することはできない。…判断するまでもなく…」 [18]
- 日本語要約：現行特許法は自然人発明者の発明に特許を付与する制度であり、AIが自律的にしたAI発明には、同法の枠内で特許付与はできない。したがってAI発明が「発明」定義に入るかは結論に不要。
- 逐語訳（平易な日本語）：今の特許法の仕組みでは、AIだけが作った発明に特許を与えられない。だから、そのAIの成果が「発明」の定義に当たるかを細かく判断しなくても結論は同じだ。

知財高裁：国内書面の発明者氏名は必要的記載事項、補正なければ却下
- 原文抜粋（短引用）：「…国内書面において『発明者の氏名』が必要的記載事項…明らか…」 [2]
- 日本語要約：特許法184条の5と施行規則により、国内書面には発明者の氏名記載が必要で、方式違反があれば補正命令、補正しなければ却下が可能。
- 逐語訳（平易な日本語）：国内書面には発明者の名前を書かなければならない。書き方が違っていれば直すよう命じられ、直さなければ出願は却下されうる。

適用法条・法理の整理

以下は、知財高裁判決の「関係法令の定め」に掲げられた条文（公式裁判文書内引用）を基礎に、本件で機能した法条・法理を「何に使われたか」という観点で整理する。 [22]

特許法（主要条文）
- 1条（目的）：特許制度が「発明を奨励し、産業の発達に寄与」する目的規定であることが、制度設計の解釈枠となった。 [23]
- 2条（定義）：発明＝「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」。ただし知財高裁は、AI発明がこの定義に入るかを判断する「までもなく」結論に至るとした。 [24]
- 29条（特許の要件／特許を受ける主体）：柱書で「発明をした者」が特許を受け得る。知財高裁はこの「者」を権利能力者（自然人）として位置付け、AIを排除する論理の中核に据えた。 [16]
- 33条（特許を受ける権利の移転）：発明者が「特許を受ける権利」を原始的に有し、それが移転し得るという構造を、発明者＝権利主体（自然人）前提の根拠として補強した。 [25]
- 35条（職務発明）：従業者等（自然人）→使用者等（法人等含む）という構造から、発明行為主体が自然人である前提を読み取る補強として引用された。 [17]
- 36条（願書記載事項）：出願人は「氏名又は名称」だが、発明者は「氏名」とされ、発明者欄が自然人の氏名を予定する（特許庁公表見解も同旨）。 [26]
- 184条の3（国際特許出願の国内出願みなし）：PCT出願日が国内出願日とみなされる枠組み（本件の入口）。 [27]
- 184条の5（国内書面提出・補正命令・却下）：国内書面に発明者氏名等を記載し、方式違反があれば補正命令、補正しなければ却下できる。本件却下処分の直接根拠。 [28]

特許法施行規則（国内書面の方式）
- 38条の4：国内書面は様式53で作成。[29]
- 38条の5：184条の5第2項3号の「方式」＝184条の5第1項各号事項が記載されていること、等。発明者氏名の必要的記載性を支える。[28]

知的財産基本法（解釈の方向付け資料としての機能）
裁判所は、知財基本法2条1項が「知的財産」を「人間の創造的活動により生み出されるもの」と定義し、その例示に「発明」を挙げる点を、発明者＝自然人という制度趣旨の根拠として参照した。[12]
（評価）知財基本法は個別の特許要件を直接定める法ではないが、裁判所は「基本法としての定義」を用いて、特許法が想定してきた「発明／発明者」概念の人間中心性を補強したといえる。

国際法（TRIPS協定27条1項）
TRIPS27条1項は「特許は…すべての技術分野の発明について…利用可能であるべき」と定めるが（“patents shall be available…”）、裁判所は、同条が「発明の定義」や「発明者＝自然人」までを加盟国に義務付ける趣旨とは解し難いとして、違反主張を退けた。[30]

国内外の類似判例・学説比較

本件（日本）を国際的文脈に置くと、DABUSをめぐる争点は各国で「発明者（inventor）は自然人か」「AI生成発明の特許適格性そのものをどう扱うか」「手続上、発明者記載は必須か」に分解されている。以下の表は、一次資料（判決・決定・公式発表）を中心に、主要事例を対比したものである。

国・地域	事件・判断主体	年	要旨（超要約）	日本判決との主な相違点
日本	東京地裁（出願却下処分取消請求）	2024	知財基本法等を踏まえ、特許法上の「発明者」は自然人に限られる。AIを発明者とする国内書面は方式違反で、補正命令→未補正なら却下は適法。[31]	「当業者」等の制度設計問題を列挙し、立法論での検討を強く促す点が特徴。[14]
日本	知財高裁（控訴審）	2025	現行特許法は自然人発明者の発明に特許を付与する制度であり、AI発明に同法で特許付与はできない。国内書面の発明者氏名は必要的記載事項。[2]	「AI発明が特許法2条の発明に当たるか」判断不要とし、主体（権利能力）側から結論を導く点でより強い排除構造。[18]
日本	最高裁（第二小法廷）	2026	上告不受理により一・二審確定。[1]	決定理由が公表されない／確認できないため、実質理由付けは下級審依存（現時点）。

国・地域	事件・判断主体	年	要旨（超要約）	日本判決との主な相違点
英国	Supreme Court of the United Kingdom [32]（Thaler v Comptroller-General…）	2023	特許出願における「inventor」は自然人であり、要件不充足なら出願は取り下げ扱いとなる枠組みを維持。[33]	英国は「出願が取下げ扱い」となる手続設計（Patents Act 1977の規律）で処理。日本はPCT国内段階の「国内書面・補正・却下」という条文構造。[34]
米国	United States Court of Appeals for the Federal Circuit [35]（Thaler v Vidal）	2022	Patent Act上の「inventor」は“individual”（自然人）であり、AIはinventorになれない。[36]	米国は“individual”の文理解釈（最高裁判例のindividual解釈等）を用い、制度趣旨よりテキスト中心。[37]
欧州	European Patent Office [38]（EPO審判部：J 8/20）	2021	EPC上、機械は発明者ではない（“A machine is not an inventor…”）。[39]	EPOは「発明者指定」という方式要件の問題として切り分け、特許性（新規性等）とは独立に処理する枠組みが強調される。[40]
欧州	European Patent Office [38]（EPO審判部：J 9/20）	2021	J 8/20と同趣旨（発明者は法的能力ある人間が前提）。[40]	日本と同様に「自然人」前提だが、EPCの「権原（entitlement）」構造との連動が論点化しやすい。[41]
ドイツ	Bundesgerichtshof [42]（X ZB 5/22）	2024	発明者になり得るのは自然人のみ。AIを発明者として指定不可。ただし発明者指定にAI由来情報を付記する取扱い等、手続上の調整可能性が示される文脈がある。[43]	「自然人のみ」は同じだが、付記（AIが生成した旨）の許容性など“表示”の工夫をめぐる議論が日本より前面に出る。[44]
南アフリカ	Companies and Intellectual Property Commission [45]（Patent Journal掲載）	2021	Patent Journal（2021年7月号）に、出願人Thaler・発明者DABUSとして掲載された特許（2021/03242）が確認される（実体審査を伴わない登録制度との指摘が多い）。[46]	方式中心・審査制度の違いにより、形式上はAI発明者の掲載例が生じている点が最大の相違。[47]
スイス	Swiss Federal Administrative Court [48]（プレスリリース）	2025	発明者は自然人が必要。ただしAIプロセスに実質的に関与し、結果を発明として認識して出願する者は発明者たり得るとして、一部主張を認め得る方向性を示す。[49]	「自然人のみ」を維持しつつ、AI支援発明における発明者認定要件を明示的に言語化している点で、今後の実務指針として示唆が大きい。[49]

学説・実務的整理（日本語の代表的整理）

国内では、DABUS事件を素材に「発明者概念」「方式要件」「立法論」を体系的に整理する論考が出てお

り、たとえばINPIT関連資料は、各国判断の比較を踏まえつつ、現行法の解釈限界と立法論上の論点（誰を発明者とみるか、権利帰属、AI生成の程度など）を提示している。[50]　また、知財実務誌系の判例評釈として、JIIIの判例研究は本件を「方式上の適法性」問題として整理し、国際出願・国内書面提出・補正命令・却下までの流れを詳細に跡付けている。[51]

特許実務・産業界への影響分析と今後の推奨

影響の射程：本件は「AI利用発明」全般を否定する判決ではない
本件の確定結論は、「AIを発明者として記載すること」および「（自然人発明者が存在しない）AI発明に現行特許法で特許付与すること」を否定したものである。[52] したがって、研究開発プロセスでAIを用いた（AI支援）発明であっても、自然人の創作的寄与があれば通常どおり特許出願・権利化が想定される、という整理が実務上の出発点になる（政策面でも同様の理解が示されている）。[53]

出願戦略（出願者・弁理士向け）
1) **発明者認定の“証拠化”が終局的に重要になる**
生成AI・探索AI・自動設計等を用いた場合、発明者（共同発明者）を誰とするかは、単なる肩書きではなく、発明の特徴的部分の完成に対する「創作的寄与」の立証（発明者要件の事実認定）として管理すべきになる。政策文書でも「発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与した者を発明者とする従来の考え方」に従うべき旨が整理されている。[54]

2) **願書・国内書面の方式要件は“軽視できない入口要件”**
本件は実体審査以前の段階で、発明者氏名欄の方式不備→補正命令→未補正→却下という、手続瑕疵が直ちに出願を失わせ得ることを改めて示した。[28]　AI発明者を「実験的に」記載する戦略は、日本では高リスクであり、少なくとも現行実務では採るべきでない。

3) **AI関連発明の審査対応：技術内容の特定・記載要件が重くなる**
特許庁はAI関連技術について、進歩性・記載要件・発明該当性の判断ポイントを示す事例集を継続的に拡充している。[55]　実務としては、学習データやモデルをどこまで開示するかとは別に、少なくとも「当業者が実施できる程度」の再現可能性、パラメータや処理フロー、入力・出力の関係など、審査で問われやすい要素を明細書で過不足なく記載する設計が重要になる。

企業リスク管理（法務・知財部門向け）
- **発明者認定プロセスの社内標準化**：AI利用案件は、（AI開発者／モデル提供者／データ整備者／プロンプト設計者／評価・選別者／検証・実装者）が分業化しやすい。政策・実務は「誰が特徴的部分に創作的に寄与したか」で自然人を発明者認定する方向を維持しているため、社内ではプロジェクトログ（作業記録、設計ノート、評価メモ、実験条件、意思決定履歴）を整備し、発明者認定の説明責任に耐える形へ寄せるべきである。[56]
- **対外共同研究・委託開発での条項設計**：AIツール提供者やデータ提供者との契約では、成果帰属・発明者認定協力・情報開示範囲（営業秘密）を整理しないと、後から「誰が発明者か」争点が顕在化しやすい。知財推進計画は大学知財ガバナンス等の強化にも言及しており、産学連携領域では特に重要性が高い。[57]
- **政策的示唆：立法論の“宿題”が公式に積み上がった**
東京地裁が明示したとおり、AI発明を想定しない現行制度では派生的論点（進歩性基準、存続期間、権利帰属など）が連鎖する。[14]　さらに知財推進計画2025は「AIと知的財産権」を明示的テーマに掲げる。[57]　裁判所判断と政策文書が“同じ方向”に並んだことで、制度設計議論（立法・ガイドライン整備）が進むインセンティブは強まったと評価できる。

今後の予測（2026年3月時点の合理的見通し）と推奨アクション

予測：争点は「AIが発明者か」から「人間の寄与ライン」へ移る
国際的にも、“AI単独inventor”は否定が主流である一方、スイスのように「AIプロセスに実質的に関与し、結果を発明として認識する者」をinventorと位置付け得る、といった“人間寄与の要件定立”へ議論が移りつつある。[58]　日本でも政策文書が「特徴的部分の完成に創作的に寄与」を基準に据え続けており、実務争点はこの寄与の線引き（共同発明者の範囲、寄与の質）に集中すると見込まれる。[56]

出願者向け：具体的アクション
- AIを用いた発明では、（a）課題設定、（b）AI出力の解釈・選別、（c）技術的検証、（d）実装・最適化のどこで誰が創作的判断を行ったかを、出願前に棚卸しし、発明者候補を早期に確定する。[54]
- “AIが自律的に発明した”という記載を発明者欄に直接持ち込むのではなく、必要に応じて、明細書上の背景説明や実施形態でAIの利用態様を整理し、特許庁のAI関連審査事例に沿う形で記載要件を充足させる。[55]

弁理士・代理人向け：具体的アクション
- クライアントのAI利用実態をヒアリング項目に組み込み（モデル、データ、プロンプト、探索条件、評価プロセス等）、発明者認定と明細書の記載（再現可能性）を同時に設計する。[59]
- 方式要件（願書・国内書面）を“最優先のチェックポイント”として、発明者氏名欄に機械名等が混入しない体制を徹底する（特許庁の公式周知も同旨）。[60]

政策担当者向け：具体的アクション
- 裁判所が列挙した派生論点（進歩性基準、存続期間、権利帰属等）を、知財推進計画の下で論点分解し、選択肢（現行枠内運用の明確化／特許法改正／特別法（sui generis）創設）ごとに影響分析を行う。[61]
- 国際整合性（TRIPSの文言と各国実務の分岐、EPO・英米独の到達点）を前提に、「発明者欄は自然人」という前提を維持する場合でも、AI支援発明における発明者認定ガイドライン（寄与の考え方、記録の在り方）を準則化することが政策コストを下げうる。[62]

判決の論理フロー（簡略図）

```
flowchart TD
  A[国際出願（PCT）→日本国内移行] --> B[国内書面提出]
  B --> C{発明者欄に自然人の氏名があるか}
  C -- ある --> D[方式要件充足 → 審査へ]
  C -- ない（AI等を記載） --> E[補正命令（方式）]
  E --> F{期限内に補正したか}
  F -- した --> D
  F -- しない --> G[国際特許出願を却下]
  G --> H[取消訴訟]
  H --> I[裁判所：発明者は自然人／発明者氏名は必要的記載事項]
  I --> J[却下処分適法 → 請求棄却]
```

参考資料一覧

公式判決（裁判所ウェブサイト）
- 東京地裁判決（2024-05-16、令和5年（行ウ）第5001号）[10]
- 知財高裁判決（2025-01-30、令和6年（行コ）第10006号）[63]

国内行政・政策（特許庁・内閣府等）
- 特許庁 [64] 「発明者等の表示について」（AI等を発明者欄に記載不可の周知） [65]
- 特許庁 [64] 「AI関連技術に関する特許審査の事例について」（事例集・調査研究報告書への導線） [55]
- 内閣府 [66] ／知的財産戦略本部「知的財産推進計画2025」 [67]
- 「知的財産推進計画2024」関連資料（発明者認定は自然人の創作的寄与で判断する整理） [54]

国際条約
- World Trade Organization [68] TRIPS協定（Article 27） [69]

主要な海外判決・決定（一次資料中心）
- Supreme Court of the United Kingdom [32] Thaler v Comptroller-General… [2023] UKSC 49（ケースページ／プレスサマリー／WIPO Lex） [33]
- United States Court of Appeals for the Federal Circuit [35] Thaler v Vidal（判決PDF） [37]
- European Patent Office [38] J 8/20（決定ページ）／J 9/20（決定PDF） [70]
- Bundesgerichtshof [42] X ZB 5/22（WIPO Lex／BGHサイト） [71]
- Swiss Federal Administrative Court [48] “Artificial Intelligence is not an inventor”（プレスリリース） [49]
- Companies and Intellectual Property Commission [45] Patent Journal（July 2021, Vol 54）掲載資料（DABUS関連掲載を含む） [46]

国内外の学術・実務解説（日本語優先）
- INPIT関連論考（DABUS出願と各国判断の整理） [50]
- JIII（判例研究）「AI発明者ダバス事件」 [51]
- ⊠ntity⊠'organization","Nagashima Ohno & Tsunematsu","tokyo, japan"]⊠ニュースレター（東京地裁判決／知財高裁判決の速報解説） [72]
- Japan Patent Attorneys Association [73] “DABUS Case in Japan”資料 [74]
- ジェトロ各国レポート（EPO・南アフリカ・ドイツ等の公式判断紹介） [75]

---

[1] https://www.kobe-np.co.jp/news/zenkoku/compact/202603/0020089903.shtml
https://www.kobe-np.co.jp/news/zenkoku/compact/202603/0020089903.shtml

[2] [3] [5] [6] [8] [9] [11] [16] [17] [18] [19] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [34] [52] [63] [73] https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93757.pdf
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93757.pdf

[4] [32] [35] [60] [65] https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsumei.html
https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsumei.html

[7] [51] [64] https://www.hanketsu.jiii.or.jp/hanketsu/jsp/hatumeisi/hyou/202504hyou.pdf
https://www.hanketsu.jiii.or.jp/hanketsu/jsp/hatumeisi/hyou/202504hyou.pdf

[10] [12] [13] [14] [15] [20] [31] [48] [61] [68] https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92981.pdf
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92981.pdf

[30] [69] https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips_04c_e.htm
https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips_04c_e.htm

[33] https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2021-0201
https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2021-0201

[36] [37] https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2347.OPINION.8-5-2022_1988142.pdf
https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2347.OPINION.8-5-2022_1988142.pdf

38 50 https://www.inpit.go.jp/content/100882567.pdf
https://www.inpit.go.jp/content/100882567.pdf

39 70 https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/j200008eu1
https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/j200008eu1

40 41 https://www.epo.org/boards-of-appeal/decisions/pdf/j200009eu1.pdf
https://www.epo.org/boards-of-appeal/decisions/pdf/j200009eu1.pdf

42 53 54 56 66 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou2.pdf
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou2.pdf

43 45 71 https://www.wipo.int/wipolex/en/judgments/details/2495
https://www.wipo.int/wipolex/en/judgments/details/2495

44 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2024/20241021.pdf
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2024/20241021.pdf

46 https://iponline.cipc.co.za/Publications/PublishedJournals/E_Journal_July%202021%20Part%202.pdf
https://iponline.cipc.co.za/Publications/PublishedJournals/E_Journal_July%202021%20Part%202.pdf

47 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/africa/ip_aripo_20210802_3.pdf
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/africa/ip_aripo_20210802_3.pdf

49 58 https://www.bvger.ch/en/newsroom/media-releases/artificial-intelligence-is-not-an-inventor-2044
https://www.bvger.ch/en/newsroom/media-releases/artificial-intelligence-is-not-an-inventor-2044

55 59 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

57 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku_gaiyo.pdf
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku_gaiyo.pdf

62 https://www.epo.org/en/law-and-practice/boards-of-appeal/communications/press-communique-decisions-j-820-and-j-920-legal
https://www.epo.org/en/law-and-practice/boards-of-appeal/communications/press-communique-decisions-j-820-and-j-920-legal

67 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku.pdf
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku.pdf

72 https://www.nagashima.com/wp-content/uploads/2024/05/technology_no49_3.pdf
https://www.nagashima.com/wp-content/uploads/2024/05/technology_no49_3.pdf

74 https://www.jpaa.or.jp/en/cms/wp-content/uploads/2025/02/DABUS_Case_in_Japan-Inventorship_of_AI_Inventions.pdf
https://www.jpaa.or.jp/en/cms/wp-content/uploads/2025/02/DABUS_Case_in_Japan-Inventorship_of_AI_Inventions.pdf

75 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20211221.pdf
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2021/20211221.pdf